

目次

卷頭言……………一

和化漢文における口頭語資料の認定……………小林芳規……………五

『吾妻鑑』における助動詞「令」の用法について……………来田隆……………翌

真福寺本将門記に於ける助字の訓法と詭添の方法……………鈴木恵……………六

漢語「一定」の意味用法について……………原卓志……………二五

真福寺本「尾張国解文」の対句表現について……………西村浩子……………四

——文章構成との関連において——……………菅原範夫……………一六

平家物語の文末表現……………菅原範夫……………一六

——覚一本と延慶本との相違について——……………菅原範夫……………一六

中世和漢混淆文における助動詞「む」「べし」について……………田中雅和……………一八

——〈意志〉の意味・用法を中心に——……………榎木久薫……………三五

光明真言土沙勤信記の字音について……………榎木久薫……………三五

——附 字音振仮名・声点付き漢字分韻表——……………榎木久薫……………三五

御調八幡宮蔵日本書紀第一聞書解説並びに影印・翻刻……………山本真吾……………二六

『鎌倉時代語研究』（第一輯～第十輯）索引(二)——事項索引——……………金子彰……………二九

鎌倉時代語研究文献目録稿(三)……………鎌倉時代語研究文献データベース作成会……………四三

いずれにせよ、非規範的表現においては、mとnとの区別の意識のなかったことを考えさせるものである。更に溯つて、藤原公任(一〇四一歿、七十六歳)の『北山抄』の、元日の宴会の儀式の所で、大臣が侍座せよと命ずる会話を、「大臣、『侍座^を支尹」と宣る」と書いている。「侍座」の読み方を示した「^を支尹」は、「敷き居む」(鄭重な命令表現)を表したものである。この「尹」は、漢字音としてnの韻尾であるのに、助動詞の「む」(マ行の撥音m)を表すのに用いている。

平安時代においてさえ、口頭語では、二種類の撥音の区別がなかったことをうかがわせる。

(25) 注(22) 拙著三一七・七四四頁。

(26) 注(22) 拙著七四六頁。

(27) 注(22) 拙著七四九頁。

(28) 注(4) 文献。

(29) 注(22) 拙著七七四頁。

(30) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」(広島大学文学部紀要、昭和四十六年三月)。

(31) 福島邦道「みゆう」と「みよう」の交替」(佐伯梅友博士古稀記念 国語学論集)昭和四十四年六月、『ギリシタン資料と国語研究』に再

収。

(32) 高松政雄「才段拗長音の一問題」(国語学第八十三輯、昭和四十五年十二月)。

(33) 注(22) 拙著九九〇頁。

(34) 遠藤嘉基「高野山西南院蔵「和泉往来」について」(語文研究第十号、昭和三十五年五月)。

(35) 注(1) 文献。

(36) 注(11) 文献五五二・五五六頁。

〔附記〕 本稿は、昭和六十三年度文部省科学研究費総合研究(A)「平安鎌倉時代語研究資料の総合的調査研究」による成果の一部である。

『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について

来田 隆

目次

一、はじめに

二、使役(尊敬)表現の「令」

(一)強制

(二)放任

(三)尊敬

三、他動詞文構成の「令」

四、被支配待遇的表現の「令」

(一)被動

(二)許容依頼

(三)恣意

五、まとめ

一、はじめに

和化漢文における助動詞「令(シム)」の意味用法を見ると、使役(広い意味での)と尊敬(「令^く給形式)の範疇に入

『吾妻鏡』における助動詞「令」の用法について